

議案第50号

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定することについて議会の議決を求める。

令和3年6月2日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

琵琶湖流域下水道（東北部処理区）関連米原市公共下水道事業計画の変更に伴い、条例に定める公共下水道事業の経営の規模の排水区域面積を変更するため、この案を提出するものである。

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号中「2,179.6 ヘクタール」を「2,190.2 ヘクタール」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（改正理由）

| 改正後 | 現 行 | 改正理由 |
|--|--|--|
| <p>(経営の基本) 第3条1・2 略 3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 排水区域面積は、<u>2,190.2ヘクタール</u>とする。 (3)・(4) 略 4 略</p> | <p>(経営の基本) 第3条1・2 略 3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 排水区域面積は、<u>2,179.6ヘクタール</u>とする。 (3)・(4) 略 4 略</p> | <p>・琵琶湖流域下水道(東北部処理区) 関連米原市公共下水道事業計画の変更による排水区域面積の変更</p> |